

## 交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分の基準

愛 知 県

## 1 基本事項

本基準は、知事の事務部局に属する職員（非常勤の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）を対象とする交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分について、標準的な処分量定を掲げたものである。

なお、処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

## 2 交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分の基準

## (1) 飲酒運転での交通事故

酒酔い運転又は酒気帯び運転で交通事故を起こした職員は、免職とする。

## (2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。

この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

## (3) 交通法規違反

ア 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。

ウ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こした職員は、免職又は停職とする。

## (4) 教唆、幫助、同乗

ア 他の職員の飲酒運転を教唆した職員は、免職又は停職とする。

イ 他の職員の飲酒運転を幫助した職員、又は飲酒運転をした職員に同乗した職員は、免職、停職又は減給とする。

## 3 施行日

この基準は、平成 18 年 9 月 21 日から施行する。

この基準は、平成 24 年 9 月 19 日から施行する。（一部改正）